

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法)第43条の3の8に基づく手続きで、平成25年7月8日に施行された新規制基準を受けて変更した設置許可申請書に 記載している重大事故に対処するための設備の設置及び体制の整備等の基本設計について、基準に適合していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法)第43条の3の9に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の 詳細設計について、原子力規制委員会が定める技術上の基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法)第43条の3の24に基づく手続きで、運転管理(手順、体制等)等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定 について、原子力規制委員会が定める保安規定審査基準に適合していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。